

静岡文化芸術大学における研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティとは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究者とは、本学の常勤教員及び本学において研究活動に従事する全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティを確保するための体制を整備する。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学、研究資金配分機関等を開示を行う。

(誓約書の提出)

第5条 研究者は、必要な情報の適切な報告・申告を行うことを遵守するものとし、科学研究費助成事業他、競争的研究費を使用する場合は、学長に誓約書（別紙様式）を提出しなければならない。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第6条 研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、学長が指名する者をもって充てる。

(研究インテグリティを所掌する委員会)

第7条 研究インテグリティの確保に関する事項は、静岡文化芸術大学研究推進委員会（以下「委員会」という。）が所掌する。

(相談窓口)

第8条 研究インテグリティの確保に関する相談に対応させるため、企画室に相談窓口を置く。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月10日から施行する。

誓 約 書

私は、静岡文化芸術大学の研究者として、「静岡文化芸術大学における研究インテグリティの確保に関する規程」に基づき、研究活動の透明性の確保について、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク等に留意するとともに、リスクが懸念される場合には大学に相談・報告します。
- 2 研究活動の透明性の確保に係る情報について、大学の規程等に基づき、適切に報告します。
- 3 競争的研究費事業への応募にあたって、国内外の補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての研究資金の応募・受入状況に関する情報、全ての所属機関・役職に関する情報など、求められる情報を適切に申告します。

静岡文化芸術大学長 殿

年 月 日

所 属 _____

氏 名（自署） _____

静岡文化芸術大学における研究インテグリティの確保に関する
規程第9条に基づくフローチャート

※チャート内の条項は規程の定めを示す。

